

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：銀行法等

規制の名称：銀行代理業制度、外国銀行代理業務制度の見直し

規制の区分：(新設)、(改正)、(拡充)、(緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、例えば、日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、グローバルに経済活動を展開する金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供を行いやすくすること等が重要な課題となっていたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。

なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していた以下のベースラインについて、変化はない。

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

規制を見直さない場合、例えば、日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、グローバルに経済活動を展開する金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供することが行いづらい状況が続いた可能性がある。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

規制を見直さない場合、銀行が海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託しようとした場合、そもそも当該子会社である外国銀行は、その設立の際、認可を受けている

ため、認可が重複している状況が続いた可能性がある。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

規制を見直さない場合、例えば銀行代理業者の子会社等の役員の変更等において、銀行代理業者が多数の企業を要する企業グループに含まれる場合、その変更届出の期間である2週間以内に、変更事由を把握し行政庁（国）へ提出することが実務的な観点から事実上対応が不可能である状況が続いた可能性がある。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

規制を見直さない場合、銀行が他の銀行の銀行代理業者となっている場合、例えば、銀行代理業者の役員が変更となった際は、行政庁（国）に対し、銀行代理業者としての役員の変更届出のみならず、銀行としての役員の変更届出を提出する必要があるため、同様の届出を2種類、行政庁（国）へ提出する必要があるため、過剰規制となっている状況が続いた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、例えば、日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、当該金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供を行いやすくすること等が重要な課題となっていたところ、現在もその状況に変わり無く、それらへの対応は重要であることから、規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

同一の外国銀行グループに属する複数の外国銀行から外国銀行代理業務の委託を受ける場合、グループ単位での包括認可制となるため、委託元外国銀行ごとに、その都度、認可申請を行うよりは、グループ単位に集約して申請が可能となるため、行政庁（国）への認可申請に係る費用が軽減されるが、認可後に所属外国銀行が新規に追加される場合は届出の提出が必要なため、届出提出に係る費用が発生する。

- ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し
銀行が、海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託する場合、行政庁（国）への認可申請に係る費用は不要となるが、届出提出に係る費用が発生する。
- ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長
期間延長により、行政庁への訪問回数が減少するため、行政庁（国）への変更届出の提出に係る費用が軽減する。
- ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和
銀行が、他の銀行の銀行代理業者となっている場合、銀行代理業者としての変更届出の提出に係る費用が不要となる。
- 上記イ～ハについて、銀行等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるから、定量化又は金銭価値化することは困難であるが、遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。

- イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入
同一外国銀行グループに属する複数の外国銀行から外国銀行代理業務の委託を受ける場合、グループ単位での包括認可制となるため、委託元外国銀行ごとに、その都度、認可審査を行うよりは、行政庁（国）の認可審査に係る費用が軽減されるが、認可後に所属外国銀行が新規に追加される場合は、届出の受理が必要なため、届出受理に係る費用が発生する。
- ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し
銀行が、海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託する場合、認可審査に係る費用は不要となるが、届出受理に係る費用が発生する。
- ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長
期間延長により、行政庁（国）への訪問回数が減少するため、届出受理に係る費用は軽減されるが、届出期間が延長されることにより、延長されている期間、行政庁（国）自らが権限を行使し現状把握しなければならない場面も発生することから、事象発生後2週間で提出されるよりは銀行代理業者の現状把握等に関する監督・検査に係る費用が増加する。
- ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和
変更届出が提出されないことから、変更届出受理に係る費用が不要となるが、行政庁（国）内で、銀行監督に係る業務と銀行代理業者の監督に係る業務が必ずしも同一ではないことから、

銀行代理業者としての現状把握等に関する監督・検査に係る費用が増加する。

上記イ～二に関し、行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

規制の見直しにより、特にグローバルに経済活動を展開する金融グループが日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、当該金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供が行えるようになるとともに、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が図られたことから、利用者利便が向上し、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

規制の見直しにより、国際的に事業展開する企業へのより機動的な金融サービスの提供が図られたことにより、利用者利便が向上し、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

規制の見直しにより、提出期限の関係から、変更が発生した都度、行政庁（国）へ届け出たと考えられるところ、期限延長により一定程度まとめて提出が可能になったため、銀行代理業者の遵守費用の削減効果とともに効率的な業務運営等が図られたことにより、利用者利便が向上したと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

規制の見直しにより、銀行が銀行代理業者である場合、当該銀行の銀行代理業者としての変更届出の提出が不要となったことから、遵守費用の削減効果とともに効率的な業務運営等が図られたことにより、利用者利便が向上したと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。